みかたはら指定居宅介護支援センター　運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人社団東医会が開設する、みかたはら指定居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービスを適切に利用出来るよう、要介護者等の依頼を受けて居宅介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者らとの連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

・　名　称　みかたはら指定居宅介護支援センター

・　所在地　静岡県浜松市中央区三方原町 675 番地の６

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

・　管理者　介護支援専門員　　１人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

・　介護支援専門員　　１人以上

内訳　　常勤（管理者と兼務）　１人

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

２　管理者は必要に応じ前項の員数以上の職員を置くことが出来る。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

・　営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 31 日から１月３日までを除く。

・　営業時間　午前８時 30 分から午後５時までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

・居宅介護サービス計画書を作成依頼等に対する相談対応

利用者の相談を受ける場所　第３条に規定する事業所内

但し、利用者の希望により、利用者の居宅等にておいても行う。

- 課題分析の実施
  利用する課題分析票の種類は包括的自立支援プログラムを使用する。
- サービス事業所等との連絡調整、介護保険施設の紹介
- 介護支援専門員の居宅訪問　少なくとも月１回以上
  ※介護保険法令に定める一定の要件を満たしている利用者の場合には、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とし、その場合の居宅訪問は少なくとも2ヶ月に１回以上とする。
- モニタリングの結果記録　月１回

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- サービス提供実施地域を越えてから片道　１０キロメートル未満　５００円
- サービス提供実施地域を越えてから片道　１０キロメートル以上　１，５００円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、中央区・浜名区の区域とする。

（事故発生時の対応）

第８条　介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第９条　事業所は提供した居宅介護支援に対する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために管理者を虐待防止に関する責任者とし、地域包括支援センター等との連携を図る。また、虐待の発生又はその再発を防止するために委員会の設置、指針の整備、職員研修の実施等必要な措置を講じる。

（感染症予防の取り組み）

第１１条　事業所は、当該居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（ハラスメント防止に関する事項）

第１２条　事業所内、訪問先、利用者宅におけるハラスメントに迅速かつ適切に対応するために相談窓口の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

（業務継続計画）

第１３条　事業所は、居宅介護支援の提供を行うに当たり、感染症や災害が発生した場合

でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（身体拘束等の適正化について）

第１４条　事業所は、居宅介護支援の提供を行うに当たり、利用者又は利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

（その他運営についての留意点）

第１５条　事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 採用時研修　採用後６ヶ月以内
- 継続研修　　年２回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団東医会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、令和８年９月１日から施行する。